



# 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」 利用の手引き（申請案内）

## 1 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病（以下「対象疾病」という。）にかかっている児童等について、健全育成の観点から、疾病の治療方法の確立と普及、また患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部を助成する制度です。

## 2 医療費助成の内容

認定を受けた対象疾病において、指定医療機関で受けた外来・入院・薬代・訪問看護利用料で医療保険適用のものが対象となります。ただし、認定を受けた疾病と医学的因果関係のない治療等は対象にはなりません。

◇指定医療機関は、医療機関の所在地の都道府県、政令・中核市の各ホームページに掲載しています。

## 3 対象者（患者本人）

・次の全ての要件を満たす方が対象となります。

① 18歳未満の八尾市在住者

※18歳到達時点で既に本制度の対象者で引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の方（以下「成年患者」という。）も対象となります。

② 厚生労働大臣が定める対象疾病にかかっており、その状態が認定基準を満たしている。

・対象疾病は次の16疾患群に属する疾患となります。対象疾病や認定基準の詳細につきましては、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご確認ください。

(<https://www.shouman.jp/>)



16疾患群：悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

## 4 申請者

申請者は対象者（患者本人）の保護者となります。ただし、成年患者は、対象者（患者本人）となります。

## 5 自己負担上限月額

対象者（患者本人）が加入する医療保険上の世帯<sup>※1</sup>の市町村民税の課税額（所得割）により、下表に基づき階層区分が決定されます。

指定医療機関での外来・入院・薬代・訪問看護利用料など、本制度の認定に係る保険診療の医療費等をすべて合算した一部負担額の月の上限額は下表のとおりとなります。

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額（単位:円）		
			対象者（患者本人）負担割合：2割 外来＋入院＋薬代＋訪問看護利用料		
			一般	重症患者 （※2）	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0		
II	市町村民税 非課税世帯	年収80.9万円 <sup>※3</sup> 以下	1,250		500
III		年収80.9万円 <sup>※3</sup> 超	2,500		
IV	一般所得Ⅰ （市町村民税7.1万円未満）		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ （市町村民税7.1万円～25.1万円未満）		10,000	5,000	
VI	上位所得 （市町村民税25.1万円以上）		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2 自己負担（※4）		

※1 医療保険上の世帯とは、住民票の世帯に関係なく、同じ医療保険に加入する者によって範囲が決定されます。

※2 重症患者は、以下のいずれかに該当する場合に対象となります。

①重症患者認定基準を満たす場合

②高額医療が長期的に継続する場合（支給認定月以降の月ごとの医療費総額が5万円を超える月が、申請月を含む過去12か月間に6回以上ある場合）

※3 令和8年7月1日以降「82万6,500円」になる予定です。

※4 階層区分「Ⅰ」の方は、入院時の食費も含め自己負担は生じません。

- ・血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患の方を含む）に該当する方は、上表に関わらず自己負担は生じません。

## 6 開始日および有効期間

助成開始日は、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等（医療意見書の診断年月日）」となります。遡り期間は原則として申請日から1か月です。ただし医療意見書の受領に時間を要した、または症状の悪化等により申請書類の準備や提出に時間を要したなど、やむを得ない理由があるときは、最長3か月となります。

支給認定の有効期間は、原則1年以内となります。

有効期間後も引き続き治療が必要と認められる場合は、更新申請が必要です。必ず有効期間が終了する前に手続きを行ってください（有効期間終了の3か月前から申請することができます）。

## 7

## 申請に必要な書類

	書類の種類	備考
全員提出	1 申請書（*）	18歳未満の対象者（患者本人）は保護者を申請者、成年患者は対象者（患者本人）を申請者としてください。
	2 医療意見書	指定医が作成した医療意見書が必要です。指定医の一覧表は受診医療機関の所在地の都道府県、政令・中核市の各ホームページに掲載しています。※様式は「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページからダウンロードできます。
	3 「医療保険の資格情報」が確認できる書類（下記いずれか1点） ① 「資格情報のお知らせ」 ② 「資格確認書」 ③ 「医療保険の資格情報」を印刷したもの（マイナポータルサイトからダウンロードしたもの）	対象者（患者本人）のもの ※対象者（患者本人）が国民健康保険の加入者の場合は、世帯員全員分が必要となります。
	4 マイナンバーの確認書類（下記いずれか1点） ① 個人番号カード（顔写真付き） ② 通知カード	対象者（患者本人）及び対象者（患者本人）と同じ保険に加入する方のマイナンバーの記載が必要です。
	5 申請者の本人確認書類（身分証明書） 身分証明書：個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、医療保険の資格情報が確認できる書類（資格情報のお知らせ、又は、資格確認書）、小児慢性特定疾病医療受給者証、指定難病受給者証	顔写真付きのものであれば、1点で確認できます。顔写真付きでない場合は、2点必要です。
該当者のみ提出	6 生活保護受給証明書	生活保護を受給中の方が対象となります。担当課（福祉事務所）で交付を受けてください。
	7 医療意見書別紙（*）	次のいずれかに該当された場合 ① 人工呼吸器装着者 ② 重症患者に該当する方 ※医師に作成を依頼してください。
	8 委任状（*）	対象者（患者本人）が18歳以上20歳未満で本人以外が申請する場合、委任状が必要です。
	9 医療保険上同一世帯の方の指定難病又は小児慢性特定疾病医療受給者証の写し	自己負担限度額が按分されます。申請中の場合は、口頭でお申し出ください。

\*八尾市ホームページ「小児慢性特定疾病医療費助成制度について（申請者の方へ）」からダウンロードできます。

## よくあるご質問

- 申請から受給者証交付まではどのくらいかかりますか。  
通常は、2か月程度で交付します。ただし、不認定となる場合や、申請書類・医療意見書に不備等がある場合は、通常より時間がかかります。
- 子ども医療証・障がい者医療証を持っているのですが、申請は不要ですか。  
原則として、国の制度である小児慢性特定疾病医療費助成制度が優先となります。対象となる方は申請をお願いいたします。ただし、子ども医療証や障がい者医療証と併用ができますので、大阪府内の医療機関の場合は、受診時に小児慢性特定疾病医療受給者証と併せて提示してください。なお、大阪府外の医療機関を受診する場合は、子ども医療証・障がい者医療証が、窓口では使えないため、小児慢性特定疾病医療受給者証で精算をしていただき、自己負担分は各担当課にて払い戻しの手続きを行ってください。
- 自己負担上限額の要件に関する変更や、医療受給者証の記載事項に変更があった場合はどうすればよいですか。  
重症患者認定基準を満たすようになった場合、人工呼吸器等の装着が必要になった場合、対象者（患者本人）と同じ医療保険上の世帯内の受給者数に変更があった場合等の自己負担上限額の要件に関する変更があった場合は、変更申請が必要です。  
また、氏名、住所、加入医療保険等、医療受給者証の記載事項に変更があった場合は変更届の提出が必要です。
- 医療受給者証の有効期間内に疾病を追加する場合はどうすればよいですか。  
別途申請が必要です。指定医が作成した医療意見書を提出してください。

### <申請先・お問い合わせ先>

八尾市健康福祉部保健予防課（八尾市保健所）

小児慢性特定疾病担当

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目2-5

☎ 072-994-6644